

判断基準

平成 14 年度第一種電気工事士技能試験（実技試験）の判断基準

電氣的に致命的な欠陥（A 欠陥）の主なものは、次のとおり。

1. 未完成
2. 金属管工事  
電線管に通線されていないもの
3. 電線相互の接続  
接続が行われていないもの  
誤接続のもの  
接続方法が相違するもの  
圧着工具の相違しているもの  
リングスリーブ接続において心線の挿入が不十分なもの
4. 電線と機器との結線  
結線が行われていないもの  
誤結線のもの  
ねじ締め端子のもので、心線をねじで締め付けていないもの
5. 接地工事  
接地線の結線が行われていないもの  
誤結線のもの  
ねじ締め端子のもので、心線をねじで締め付けていないもの
6. 題意相違  
配線、器具の配置が配線図と異なるもの  
電線の種類を相違したもの  
電線の色別を相違したもの  
不要な工事又は余分な工事を行ったもの

施工上重大な欠陥（B欠陥）の主なものは、次のとおり。

1. ケーブル工事

ケーブル外装及び絶縁被覆を著しく損傷させているもの  
ゴムブッシングを適切に使用していないもの

2. 金属管工事

ボックスと管との接続が行われていないもの  
ボックスと管との接続にねじなしボックスコネクタが使用されていないもの  
ねじなしボックスコネクタと管との接続が行われていないもの

3. 電線相互の接続

接続部の心線を著しく損傷させたもの  
テープ巻きが困難なもの  
接続部の絶縁被覆を著しくむき過ぎているもの  
絶縁被覆を圧着しているもの  
絶縁被覆を心線が見える程度に傷を付けているもの  
圧着マークが 以外のもの  
リングスリーブ本体を破損しているもの

4. 電線と機器との結線

結線部の心線を著しく損傷させたもの  
結線部の絶縁被覆を著しくむき過ぎているもの  
絶縁被覆を心線が見える程度に傷を付けているもの  
絶縁被覆を締め付けているもの  
より線の素線の一部が挿入されていないもの

5. 接地工事

結線部の心線を著しく損傷させたもの  
結線部の絶縁被覆を著しくむき過ぎているもの  
絶縁被覆を心線が見える程度に傷を付けたもの  
絶縁被覆を締め付けているもの  
座金付端子の座金を正しく使用していないもの  
ボンド線のねじなしボックスコネクタの接地用端子への挿入不足及び挿入方法の誤り  
ボンド線のアウトレットボックスへの取付けの誤り

6. 題意相違

配線図に示された寸法と 50%以上異なるもの

施工上の軽微な欠陥（C欠陥）の主なものは、次のとおり。

## 1. ケーブル工事

ケーブル外装を損傷させたもので重大な欠陥（B欠陥）に該当しない程度のもの

アウトレットボックスに余分な打ち抜きをしたもの

## 2. 金属管工事

絶縁ブッシングを所定の箇所に取り付けていないもの

ボックスと管との接続がゆるいもの

ロックナットを取り付けていないもの

ロックナットをボックスの外側に取り付けたもの

ロックナットを裏返しに使用しているもの

ねじなしボックスコネクタ、ねじなし絶縁ブッシングの止めねじをねじ切っていないもの

## 3. 電線相互の接続

末端処理が適切でないもの

接続部の絶縁被覆又は心線を損傷させたもので重大な欠陥（B欠陥）に該当しない程度のもの

## 4. 電線と機器との結線

結線部の絶縁被覆又は心線を損傷させたもので重大な欠陥（B欠陥）に該当しない程度のもの

## 5. 接地工事

結線部の心線を損傷させたもので重大な欠陥（B欠陥）に該当しない程度のもの

アウトレットボックス内でのボンド線の巻付けが不足、重ね巻き、左巻きのもの

## 6. その他

前各項目以外で施工不良のため破損させたまま使用したもの

代換品（止めねじ、端子ねじ、接地用ビス及びリングスリーブを除く）を支給したもの